

九、品物破損料額の徴収に反対

- 一〇 争議中の日給を支給すること
- 一一 争議費用全部支出すること
- 一二 雇主に於て一切暴力執行せざること
- 一三 争議に依る犠牲者を絶對に出さぬこと

4 争議面並に應該団体其後の動向

福岡消費組合を中心とする在職無産団体協議會は十日夜協議會を組織し争議面並に應該目的貫徹の爲次の運動方針を決定したのである

- 一、毎日交渉すること
- 二、交渉委員は可成交替すること
- 三、交渉は夜間とし雇主の自宅に於てなすこと
- 四、第三者の調停を拒絶し直接雇主と折衝すること
- 五、決議文を作成し大衆動員を行ひ雇主の自宅に押掛け

本人に手交すること

六、給金を各方面に肉つて募集すること
かくて昨夜無産団体協議會並に争議員十八名は雇主の自宅訪問して要求書の回答を求めたところ、雇主は代理人一任を主張して之を一蹴したので、争議側は第三者の仲介反對の決議文を突付け双方口論の上物別れとなつた。

かくて争議面は十一日別紙の如きアジビラ約六百枚を九大各學部全般に亘つて配布すると共に更に十二日夜雇主に會見前要求を固執し回答を求めたが、雇主は依然として取極限の現金支給の外復數其他の要求を絶對拒絶したのである。

5 大學當局に抗議書提出

其後ビラや争議新聞等を配布して晚合ひの飯日を通つた